

支給に当たっての注意事項（公務員の方）

- * 申請をするためには、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の記載等が必要（所属庁による令和2年5月分の児童手当の受給証明を受けることが必要）ですので、申請書に必要事項を記載の上、所属庁に提出し、所属庁の証明を受けた上で申請してください。

【支給対象者について】

- 令和2年5月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。
 - ※ 令和2年5月分の特例給付の支給を受ける方も支給対象者です。
「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。
 - ※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和2年5月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、益田市子ども福祉課までご相談ください。
- 令和2年5月分の児童手当の支給を受ける方が益田市子育て世帯臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。

【対象児童について】

- 以下のお子さんを対象児童とします。
 - ・ 令和2年5月分の児童手当の対象となっているお子さん
- 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり10,000円です。

【申請方法等について】

- 申請書に必要事項を記載の上、当該所属庁に記載済みの申請書を提出してください。
- 所属庁は、申請者の令和2年5月分の児童手当の受給証明を行い、申請書の「公務員児童手当受給

状況証明欄」に必要な事項を記載等して、申請者に交付します。

- **申請受付期間は令和2年10月30日（金）までです。申請期間内に申請するようにしてください。**
- 申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。
 - ・ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し※「子育て世帯への臨時特別給付金（国制度）」で指定した金融機関口座への振込を希望する方については口座確認書類は不要です。
- ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に以下のように記載されています。）をご記入ください。
 - ※ ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ
 - 『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。』
 - 【店名】〇〇〇（漢数字3桁）〇〇〇（読み方）
 - 【店番】〇〇〇（数字3桁）【預金種目】〇〇預金【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇（数字7桁）』
 - ※ 「記号（5桁）、番号（8桁）」しか分からない場合は、ゆうちょ銀行までお問い合わせください。
- 長期間使用していない口座の場合、振込みができないことがありますので、普段使用している口座をご利用ください。
- 海外において開設した金融機関口座では受取りができません。

【益田市からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、益田市から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。
 - もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに益田市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、益田市子育て世帯臨時特別給付金を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、益田市が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは支給できません。

- 益田市子育て世帯臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により益田市子育て世帯臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した益田市子育て世帯臨時特別給付金の返還を求めます。
- 益田市子育て世帯臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、益田市子ども福祉課までお問い合わせください。

益田市福祉環境部 子ども福祉課 電話：0856-31-0243 0856-31-1380
--